

上場株券等の「電子化」のご案内について

◆ 2009年(平成21年)1月から、上場株券等は「電子化」されます(注)

- 上場株券等の「電子化」とは、証券取引所に上場されている株券等を電子化(ペーパーレス化)し、株式の新規発行(新規上場)、売買、譲渡、質入れ等、上場株式等に係る権利の移転等が、証券会社等のコンピュータシステム上の帳簿(以下「振替口座簿」といいます。)の記録により管理される制度です。
- 2009年1月から、上場株式等は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)の適用を受けることとなり、上場株券等は「無効」となります。
- 証券会社等において保護預りしていた上場株券等は、「電子化」後は、原則として返還できません。

(注1) 実務界では、2009年1月5日(月)の実施で準備中です。(法律の規定により、2009年6月8日までの範囲内において政令で定める日とされています。)

(注2) 上場株式、上場新株予約権、上場新株予約権付社債、上場投資口及び上場優先出資等が電子化の対象となります。

※ お客様の中で、まだ、(株)証券保管振替機構(以下「ほふり」といいます。)への預入れに同意されていない方は、お早めに、同意手続きをお願いいたします。証券会社によっては上場株券等の受付期限が異なりますので、預入れに関しては、お取引の証券会社にお問い合わせください。

◆ 上場株券等が「電子化」されると、

- 上場株券等が発行されないため、盗難や紛失のリスクが削減されます。
 - 株式発行、譲渡、質入れ、名義書換等に伴うリスクやコストが削減されます。
 - お客様の情報は、「ほふり」で一元的に管理され、その情報に基づき、発行会社は「株主名簿」等を作成します。
 - 「電子化」の際、上場株券等を「ほふり」に預けていれば、発行会社設定口座(特別口座)で管理されることはありません。売却の際もスムーズです。
 - 特定口座(個人の譲渡益源泉徴収・簡易申告口座)は、引き続き、ご利用になれます。
- 「電子化」に関する情報については、証券決済制度改革推進センター(株券電子化コールセンター TEL:0120-77-0915)のホームページ(<http://www.kessaicenter.com>)をご覧ください。
- 本リーフレットは、上場株券等の電子化についての周知を図ることを目的にしたものであり、営業や投資勧誘等を目的としておりません。

◆ 上場株券等の「電子化」のための「株式等振替決済口座管理約款」の制定について

今般、上場株券等の「電子化」に伴い、新たに「株式等振替決済口座管理約款」(以下「振替約款」といいます。)を制定し、お客様のご同意をいただき、契約締結の手続きを行います。

この「振替約款」は、基本的には、現行の保護預り約款を「電子化」向けに改正したものです。主な内容は以下のとおりですので、詳しくはお取引のある証券会社の「振替約款」をご確認ください。

【主な内容】

1. お客様の情報に関して

- ・ 証券会社では、「ほふり」が定める方法に従い、お客様の情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の氏名(*1))を「ほふり」に通知いたします。これは、一元的にお客様の情報を管理する必要があるためです。
- ・ 上記に基づき、「ほふり」に通知したお客様の情報(生年月日を除きます。)は、「ほふり」を通じて、お客様が他の証券会社に口座を開設している場合の当該他の証券会社にも通知される場合があります。
(*)お客様の氏名又は名称及び住所の中に、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、振替制度で指定された文字に変換して「ほふり」に通知します。
- ・ お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人又は外国法人等である場合には、本人確認書類を提示のうえ、お届けいただくこととなります。

2. 振替等の実務に関して

- ・ お客様は、口座移管、担保の設定等を事由として、所定の方法により、証券会社に対して、他の口座管理機関への振替を申請することができます。
- ・ お客様は、譲渡担保等の目的で譲り受けた振替株式等について、所定の方法により、証券会社に対して、譲渡担保権者等である旨の申出(特別株主等の申出)を行うことができます。
- ・ お客様は、発行会社に対し少数株主権等の行使をする場合は、個別株主通知の申出の取次ぎの請求を、所定の方法により、証券会社に対して行うことができます。
- ・ お客様は、配当金の受領方法として、口座を開設している証券会社を通じて受け取る方法又はお取引のある金融機関の預金口座への振込により受け取る方法を選択して、所定の方式により、証券会社を通じて発行会社に請求することができます。

◆ 現行の保護預り約款は、「電子化」後も、日銀出資証券等「電子化」の対象でない有価証券の保護預りの契約として、お客様との間では引き続き有効です。詳しくは、お取引のある証券会社の保護預り約款をご確認ください。